



# 週刊 税のしるべ

第3704号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2026年

## 主な記事

- 為替差損益の所得巡る最高裁判決の補足意見 2面
- 国民会議が中間取りまとめ案 2面
- 再調査の請求の概要等を公表 3面
- 会計士協会が9年度税制改正の意見書 3面

## 7月から新連載スタート

ご愛読いただきました「インボイス制度の再確認」「100年ぶりの抜本改正 新しい公益信託制度と税制」は今号をもって終了します。「続・傍流の正論」「裁判事例集」「(小説) 税務調査と真実」は継続します。7月からは以下の連載を開始します。引き続きご愛読いただきますようお願い申し上げます。

編集部

### 不良債権に係る 税務上の取扱いの再確認

税理士 東辻 淳次

2025年度は株価が過去最高を更新し、税収も過去最高が見込まれる一方、中小企業の倒産件数もここ10年間で最高件数となる見込みとなっています。そこで、もしかの場合に備えていただくべく、不良債権の税務上の取扱いについて再確認していただけるような解説を行います。

### 悩める税理士事務所

所長・職員のための生成AI超入門

税理士 加藤 博己

「生成AI」の業務への導入が徐々に始まっている昨今、税理士業界も例外ではありません。業務は増える一方で、人を採用するのも難しい。そんな時には、AIを「優秀なアシスタント」として迎える選択肢があります。これからの時代、AIを活用して業務の効率化を図ってみませんか。

## 債務免除で受ける経済的利益は非課税所得に該当せず

### 相続財産から控除されなかった債務に係る債務免除益を巡る訴訟

被相続人の金融機関に対する債務について、その相続人(納税者)らが被相続人の生前に金融機関との間で成立した被相続人が一定額の分割金を支払った場合には、債務免除するとの裁判上の和解に基づき債務免除を受け、その金額を総所得に算入せず所得税等の確定申告を行ったところ、課税庁が同金額(債務免除益)は一時所得の総収入金額に算入されるべきものだとして更正処分等を行ったことから納税者らが処分の取消しなどを求めていた訴訟で、最高裁第三小法廷(沖野眞己裁判長)は23日、納税者勝訴の東京高裁判決を破棄し、審理を尽くすため、高裁に差し戻した。

### 納税者勝訴の高裁判決を破棄

#### 審理を尽くすため、高裁に差し戻し

所得税法9条1項16号(処分当時、現在の金融機関との間で16億17号)は相続等により取得するものを非課税所得とする旨を定めている。また、相続税法14条1項は相続税の課税価格に算入すべき債務免除を受ける旨の裁判上額からその金額を控除すべき債務は「確実と認められるもの」に限る旨を定めている。本件の事実関係は次のとおり。

①被相続人は生前に金融機関との間で16億円の借入金債務を負い、合計6億2630万円の分割金を支払っている。また、相続税法14条1項は相続税の課税価格に算入すべき債務免除を受ける旨の裁判上額からその金額を控除すべき債務は「確実と認められるもの」に限る旨を定めている。本件の事実関係は次のとおり。

②被相続人は金融機関に①の債務のうち合計6億2630万円の分割金を支払った。

③被相続人が26年10月に死亡し、納税者らが①の債務の残額を相続した。

④相続に係る相続税の課税価格の算定で①の債務の残額は控除されなかった。

⑤納税者らは、金融機関に①の債務のうち合計100万円を28年6月までに支払い、9億7370万円の債務の免除を受けた。

訴訟で、納税者らは本件債務免除の対象となった9億7370万円が被相続人の相続税の算定では負債として考慮されておらず、これが存在しない前提で算定された相続税を納税者らに納付させた一方、本件債務免除の効果が発生するや、その債務免除益に対し、一時所得として課税することは所得税法9条1項16号に反し、二重課税として許されないなど主張。二審の東京高裁は納税者らの主張を認容し、本件債務免除益に所得税を課税することは同号に反して許されないとして処分を取り消していた。これに対し、最高裁は判決で、本件は納税者らが相続した後に債務免除の効力が生じたのであり、納税者らがこれによる経済的利益を相続等により取得したという点では、本件債務免除に係る本件債権が相続税法14条1項所定の「確実と認められるもの」に当たらず、相続税の課税価格に算入すべき債権額からその金額が控除されないと認め、相続後に本件債務が消滅することによって生ずる経済的利益は、これと異なる高裁の判断には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反があったとした。

### 2人の裁判官が補足意見

#### 高裁の判断を是認する裁判官も

なお、判決は小法廷の裁判官5人のうち4人の多数意見。石兼公博裁判官は高裁の判断は是認できるとして反

対意見を示した。また、2人の裁判官からは補足意見が示されており、このうちの1人である沖野眞己裁判官の意見では「債務免除益に係る所得税課税の根拠及び要件については、本件におけるような相

続が関わる場合の相続債務との関係については、従来、十分な議論がされてきたとはいえない。多数意見は、本件における本件規定(同号)の適用について判断したものであって、本件場合における相続人の債務免除益の所得該当性について、肯定、否定いずれの判断をしたものでもない」としている。

読みたい記事がすぐに見つかる

## 税のしるべ電子版

https://shirube.zaikyo.or.jp

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局  
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号  
TEL 03 (3829) 4141(代)  
FAX 03 (3829) 4001  
URL https://www.zaikyo.or.jp

一般財団法人 大蔵財務協会

## ●信頼いただける財協の税務関係図書●

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

宮本 竜平 編

### 令和8年版 図解 法人税

非常にボリュームがあり、かつ難解である法人税に関する基本的事項を図表やフローチャート等多用して体系的に解説。今回の改訂にあたっては、特定生産性向上設備等促進税制の創設、研究開発税制の見直し並びに中小企業等の特典減価償却資産の取得価額の損金算入の特例及び中小企業経営強化税制の見直しをはじめとする令和8年度税制改正を織り込み更に内容を充実。

竹川 洋樹 編

### 令和8年版 図解 消費税

少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の抜本的見直し、デジタルプラットフォームを介して行う資産の譲渡に係る課税関係の見直し、暗号資産等に関する取扱いの見直し、非居住者に対する国内不動産に係る債務提供についての免税対象からの除外、インボイス制度の導入に伴う経過措置の見直しなど令和8年度税制改正に加え、リファインド方式における別送・直送の適用関係の違いを収録。

成松 洋一 著

### 第2版 Q&A 法人税の身近な

### 論点を巡る実務事例集

法人税の実務的取扱いにおいて、課税当局の公式な見解が明らかでない諸問題について、事例を設定して、Q&A方式で、簡潔明瞭に解説。各事例には、解説として、法令・通達・情報・参考判例・参考判決等の根拠を提示して分かりやすく詳解。令和9年4月から適用される新リース会計基準とそれに伴う税務の調整問題にもいち早く対応。

村上晴彦・堀内眞之・植山隆幸 共著

### 資産税・財産評価

### 重要実務質疑事例集

資産税・財産評価にまつわる事例を精選して、詳細に解説。

鳴島安雄・富川泰敬 編著 / 深澤英雄・宮川博行・原武彦・近藤隆志・佐藤繁・林浩二・安河内誠 著

### 令和8年版 税務必携

### タックスファイル

実務に役立つ持ち運びに便利なコンパクトな税務ガイドブック。

中村慈美・松岡章夫・秋山友宏・渡邊正則 共著

### 令和8年版 税制改正早わかり

令和8年度の税制改正について、いち早く国税地方税の主要項目を解説!

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい!

TEL 03 (3829) 4141(代) FAX 03 (3829) 4001

大蔵財務協会 オフィシャルサイト リニューアル!

https://www.zaikyo.or.jp

# 最高裁の裁判官が示した補足意見の内容を確認

## 外貨建取引の為替差損益訴訟

### 拘束力は存在せず

#### 通達改正につながった事例も

投資一任契約に基づいて、納税者の資産運用を一任された金融機関が外国通貨により他の種類の外国通貨等を取引する各取引を行ったことに関連し、各取引に係る所得の取扱いを巡り争われていた訴訟で、最高裁は16日、納税者の上告を棄却した(6月22日号1面参照)。納税者の敗訴が確定したが、複数の裁判官から「外貨建取引に係る所得税の課税の在り方を改めて検討すべき時期に来ている」と考えられる」とする補足意見が示された。今号では、この補足意見の内容を改めて確認していく。

同補足意見では、本活発に行われている現すべき金額」、必要経費等について定める規定を設けることなく、面価格の単位を基準に行うこと自体に問題がないかも含めて、外貨建取引に係る所得税の課税の在り方を改めて検討すべき時期に来ている」と考えられる」とした。

「仮に、所得の把握を常に本邦通貨の額面価格の単位を基準に行う方針を維持するとしても、為替差益に係る所得の実現時期や、外貨建取引に係る『収入

### 賃上げ促進税制等調査報告書を公表

#### 経産省が委託

経済産業省は19日、東京商工リサーチに委託した調査報告書「令和7年度企業の雇用状況等に関する調査研究報告書」を公表した。それによると、大企業、中堅企業、中小企業ごとに賃上げ促進税

項等の一般的な解釈適用に委ね、外貨建取引が行われた場合の円換算額の計算規定にどうまる同法57条の3を設けるにとどめておくことは、租税法主義の観点から望ましい状況とは考えられないし、日本の租税政策に対する国際社会からの信頼を損なう現象が出てくる可能性も否定できない」などと述べている。

最高裁の裁判官による補足意見には拘束力は存在しないとされ、制の利用状況等が示されているほか、賃上げ促進税制が賃上げ実施に与えている影響、制度の分かりやすさ・難易度・負担・総合評価、賃上げ促進税制や上乗せ要件、未控除額を繰り越してできる制度を利用しない理由などについて調査結果がまとめられている。

例えば、6年度における中小企業向け賃上げ促進税制の利用状況(資本金1億円以下のみ)では、①賃上げ促進税制を利用しなかった(または利用しない予定が82.3%で最も高く、次いで、②賃上げ促進税制を利用し、税額控除した(または見込みが12.4%、③賃上げ促進税制を利用したもの、税額控除し

きょう6月29日は「ビートルズの日」。60年前の1966年6月29日にビートルズが来日したことを記念している。来日記念のため、日本独自の記念日だという★その1966年に彼らは「タックスマン」という曲をリリースした。高額所得者として極めて高い税率を課されていた彼らが、不満を爆発させた曲とされ、重すぎる税金を皮肉っている。日本でも所得税と住民税を合わせた最高税率は昭和58年(1983年)まで93%と極めて高かった。ビートルズの面々が皮肉を言いたくなるのも理解できる数字だ★現在、国内では現役世代の保険料負担を含めた負担率の見直しに向けた議論が進んでいる。負担が一部に偏っているのではあれば不公平感が高まり、労働意欲も削がれる。これを適正化してこそ、制度の持続可能性が高まると思う。(こ)

## 国民会議に中間取りまとめ案示す

### 飲料料品の消費税率1%など

社会安全保障国民会議の給付付き税額控除等に關する実務者会議(議長=小野寺五典自民党税制調査会長)は6月24日、16回目の会合を開催した。この日は17日に開催された15回会合で議長案として提出された、取りまとめの方向性(6月22日号2面参照)に沿った内容の中間取りまとめ案が示された。

主な内容としては「所得に連動したきめ細かな給付」の令和11年度の本格導入までのつなぎとして、9年4月1日から2年間、飲料料品の消費税率を1%とすること、本格導入する「きめ細かな給付」を先取りした取組みとして、9年度から飲料料品の消費税率1%相当分の範囲

内で「きめ細かな給付」を先行導入することなどが挙げられている。これらの実施に必要となる財源については検討中としている。

また、取りまとめの方向性になかった内容としては、仕入税額控除の還付が受けられない農業従事者等に対する現場の納得感のある対応を検討することや10%の税率が維持され

る外食産業を含めて税率引下げの影響を見極めようとして、資金繰り支

援等のための予算措置を検討することなどが盛り込まれている。

その中で、社会保障国民会議において検討されている「給付付き税額控除」について、地方財政への影響に留意

営していくという基本的な考え方の下、地方に役割を求め、地方の間に丁寧な協議すべきとした。また、「食料品の消費税率ゼロ」については、消費税率の約4割が地方財源であることを踏まえ、地方財政への影響に留意して議論を進めるべき

## 地方財政への影響に留意を

### 消費税率の減税で

総務省の地方財政審議会は22日、「強い経済の実現と健全で持続可能な地方行政基盤の確立のための地方税財政改革についての意見」を取りまとめ、林

## 財務省 国税庁異動

大臣官房付(広島国税局長) 辻 貴博  
兼広島国税局長心得(広島国税局総務部長) 安井 欧貴

【辞職】  
(大阪国税局調査第一部広域情報管理課長) 吉岐 克之

## 昭和木材株式会社

本社：東川町西町10丁目1番3号  
☎(0166)31-4781 FAX(0166)82-3111

旭川工場<製材・加工・乾燥>流通センター  
東川町西町10丁目1番3号  
☎(0166)82-7477 FAX(0166)82-5601

住宅事業部：東川町西町10丁目1番3号  
☎(0166)31-3120 ☎0120-22-6969

札幌支店・札幌工場<プレカット・2×4パネル>  
石狩市新港南1丁目<石狩工場団地内>  
☎(0133)64-3188 FAX(0133)64-3190

東北支店・プレカット工場  
秋田県大館市松木境4-2  
☎(0186)50-6555 FAX(0186)50-6557

盛岡営業所：岩手県柴波郡矢野町流通センター南3丁目8-3  
☎(019)638-5888 FAX(019)638-5666

仙台営業所：宮城県仙台市若林区卸町5丁目5-2  
☎(022)788-2401 FAX(022)788-2402

青森事務所：青森市矢作1丁目2-5  
☎(017)763-0872 FAX(017)763-0873

東京支店：東京都江東区辰巳3丁目20-21  
☎(03)3521-6911 FAX(03)3521-6916

名古屋支店：名古屋市中区東区藤前3丁目501番  
☎(052)303-2130 FAX(052)303-2131

大阪支店：岸和田市新港町5-7  
☎(072)436-7333 FAX(072)436-7334

西日本物流センター  
香川県丸亀市土器町北2丁目63-1  
☎(0877)64-6670 FAX(0877)64-6671

## 小田島商事株式会社

代表取締役社長 小田島 隆

本社 / 〒025-0311 花巻市卸町6番地  
TEL 0198(26)4151

営業所 / 花巻・大船渡・横手・青森・八戸  
古川・山形・酒田・福島・旭川・札幌  
帯広・釧路・北海道物流センター  
家畜衛生食品検査センター  
プレミック工場  
卸センター

今までも、これからも。  
「生命の未来」のために尽くしたい。  
農薬・農業資材・動物薬・畜産用機材の総合商社

## 「寝具リース」全国に広がる

スケールとネットワークで  
「快適品質」をお届けします。

- ◆本社工場・千葉第二工場・静岡工場・中部工場  
「ISO9001」を認証取得しております。
- ◆「医療関連サービスマーク」を認定取得しております。

### 株式会社 小山商会

代表取締役 小山 喜康

本社：仙台市青葉区花京院二丁目2番75号 ☎022(265)9701(代)

仙台支店：仙台市若林区卸町東一丁目8-23 ☎022(209)5600(代)

東京支店：東京都大田区矢口一丁目22-13 ☎03(3758)6601(代)

名古屋支店：名古屋市中区熱田区明野町6-8 ☎052(681)4131(代)

大阪支店：東大阪市楠根一丁目2-3-1 ☎06(6745)1861(代)

営業所：札幌・青森・盛岡・郡山・北関東・筑波・千葉・千葉中央  
静岡・富山・京都・岡山・広島・福岡

本社工場：仙台 宮城県黒川郡大郷町中村字屋敷前145-1

工場：札幌・北見・福島・関東第二・千葉・千葉第二・神奈川  
静岡・中部・関西・九州

https://www.c-koyama.co.jp/



# 評価額を最大93%引き下げへ

## 財政審 相続土地国庫帰属制度の見直し方針示す

財政制度等審議会(財務相の諮問機関)は17日、第68回国有財産分科会を開催した。その中で、相続土地国庫帰属制度により国庫に帰属した土地について、民間への売却を促進するため、需要の動向を確認したうえで、評価額を段階的に引き下げ、最大で93%減額することができる仕組みが示された。

国庫に帰属した土地は、市場性に乏しいものが多く、長期間保有し続けることが想定される。売却の可能性がある見込まれるものは、通常の売却手続に則って、公的取得等要望の受付後、一般競争入札に付されている。

しかし、令和8年3月末時点で国庫に帰属した2606件のうち、財務局等が引き受けた約1600件で、売却に至ったものは少ないとしている。

そこで、隣接土地所有者への「随意契約の活用、測量や境界確定協議など」を行わない「現状有姿売買」の導入、簡易な評価手法の適用(鑑定評価ではなく職員評価)といった処分要望を受け付け、受付期間終了後、国庫に帰属した土地を随意契約により売却する場合、新たに現状有姿による売却を導入するとして、その際の、契約の特約事項により国(売主)が負うべき将来コストや損害リスクが買主に転移されるため、こうしたリスクの

移転(取引の条件)を適切に反映するため、評価額について30%減額を標準とする。②では、国庫に帰属した土地について、財産情報及び買受けの判断に当たって参考となる価格を財務局等のホームページに掲載し、3カ月間、公的取得要望及び一般の買受け等の要望を受け付け、受付期間終了後、国庫に帰属した土地を随意契約により売却する場合、新たに現状有姿による売却を導入するとして、その際の、契約の特約事項により国(売主)が負うべき将来コストや損害リスクが買主に転移されるため、こうしたリスクの

を公表した日から起算して3カ月を経過する日以後、その都度10%減額とした(残価率の下限は10%)。資料では、②と③を活用した場合の評価額の推移として、当初算定された評価額を「100」とした場合、②の30%減額で「70」となり、その後、そこから3カ月ごとに③の10%減額により、2年3カ月後に「7」となる。また、国際観光旅客税を活用した広域からの来訪者を増加させるインフラ整備の促進や、地域の実情に即した広域観光の推進、地域公共交通の維持と併せて、Maas(次世代交通サービス)や公共ライドシェアの推進等によるソフト面の整備も一体として取り組み、需要創出を図るべきなどとしている。

### 観光立国計画で意見書

日商 中東情勢鑑み、税制支援策を要望

日本商工会議所(小林健会頭)はこのほど、「成長型経済を牽引する『強靱な観光地域づくり』の推進に向けて、激変する環境に対応し、官民連携で新たな付加価値創出を」とを公表した。

同意見書は、今年3月に閣議決定された「第5次観光立国推進基本計画」の着実な推進

# フリーランス法 指導が1542件、勧告が10件

## 公取委が7年度の運用状況公表

公正取引委員会は10日、令和7年度におけるフリーランス・事業者間取引適正化等法第2章の運用状況などを公表した。同法は、フリーランスとの業務委託取引について、取引の適正化等の観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めたもので、6年11月に施行されている。7年度と同運用状況によると、違反被疑事件

の処理として、指導は1542件、勧告は10件となっている。同法の規定に違反する事実があると認められた件数は604件だった。なお、6年度の指導は54件、勧告は0件、申出は92件となっている。

違反事件に係る指導の件数を業種別にみると、情報通信業が575件で最も多

く、学術研究、専門・技術サービス業が326件、運輸業、郵便業が135件、卸売業、小売業が121件、建設業が110件と続いている。

違反行為を類型別にみると、「期日における報酬の支払義務違反」が最も多く1135件で全体の41.6%、「取引条件の明示義務違反」が1126件で同41.3%、「買

取」が250件で同9.2%となっており、これら三つの行為類型で全体の9割超を占めている。

なお、7年度において、フリーランス(特定受託事業者)が被った不利益について、発注事業者(特定業務委託事業者)から、特定受託事業者に対し、総額1734万円の原状回復が行われたとしている。

定時総会開き 江島長官ら出席

全納連 全国納税貯蓄組合連合会(藤波一博会長)は18日、都内で第69回

定時総会を開催した。総会には江島一彦長官、田原芳幸次長をはじめとする国税庁幹部、総務省自治税務局の福田毅官房審議官(税務担当)、関係民間団体の幹部など多数の来賓が出席した。

冒頭、藤波会長が「中学生の『税』について

を公表した日から起算して3カ月を経過する日以後、その都度10%減額とした(残価率の下限は10%)。資料では、②と③を活用した場合の評価額の推移として、当初算定された評価額を「100」とした場合、②の30%減額で「70」となり、その後、そこから3カ月ごとに③の10%減額により、2年3カ月後に「7」となる。また、国際観光旅客税を活用した広域からの来訪者を増加させるインフラ整備の促進や、地域の実情に即した広域観光の推進、地域公共交通の維持と併せて、Maas(次世代交通サービス)や公共ライドシェアの推進等によるソフト面の整備も一体として取り組み、需要創出を図るべきなどとしている。

「作文」事業については、税務署における内部事務の業務センターへの移行に伴い、従前からの税務署のサポートが期待できない状況になっている。全納連としては国税庁との一層の協力体制を築いていく所存だが、各納税貯蓄組合におかれましては、引き続き募金活動や作文審査の自律的体制の強化をお願いしたい」などあいさつII写真。

続いて議事に入り、令和8年度事業計画案や収支予算案などの議案が承認された。

また、総会に引き続

いて懇親会が催され、全国から集まった役員・代議員が親睦を深めた。

揮発油税中央セミナーを開催

全納連 全国間税会総連合会(迫本淳一会長)は18日、東京都千代田区

主婦会館プラザエフで揮発油税中央セミナーを開催したII写真。

これは、全国の石油精製・石油化学会社の揮発油税に関する実務担当者を対象に行っているもので、今回は、85人が参加した。

冒頭、同連合会の藤井誠専務理事が開講あいさつをした後、国税庁課税部消費税室の五里地圭諸税第一係長が講師となり、石油関連諸税の概要・揮発油税の課税物件、納税義務の成立・場内消費、免税制度などについて分かりやすく説明。最後に質疑応答を行った。

主として、隣接土地所有者への「随意契約の活用、測量や境界確定協議など」を行わない「現状有姿売買」の導入、簡易な評価手法の適用(鑑定評価ではなく職員評価)といった処分要望を受け付け、受付期間終了後、国庫に帰属した土地を随意契約により売却する場合、新たに現状有姿による売却を導入するとして、その際の、契約の特約事項により国(売主)が負うべき将来コストや損害リスクが買主に転移されるため、こうしたリスクの

を公表した日から起算して3カ月を経過する日以後、その都度10%減額。2回目以降は、修正後の参考価格

を公表した日から起算して3カ月を経過する日以後、その都度10%減額。2回目以降は、修正後の参考価格

を公表した日から起算して3カ月を経過する日以後、その都度10%減額。2回目以降は、修正後の参考価格

を公表した日から起算して3カ月を経過する日以後、その都度10%減額。2回目以降は、修正後の参考価格

を公表した日から起算して3カ月を経過する日以後、その都度10%減額。2回目以降は、修正後の参考価格

を公表した日から起算して3カ月を経過する日以後、その都度10%減額。2回目以降は、修正後の参考価格

を公表した日から起算して3カ月を経過する日以後、その都度10%減額。2回目以降は、修正後の参考価格

**プロ・コール PRO smart**

スタンプ台なしで使える浸透印は素早く簡単に連続捺印できます。12mmから30mmまでの豊富なラインナップ!!

再生プラスチック使用

プロ PRO15

スマート smart24

電子申告済 32.12.28

山本

サンビー株式会社

〒543-0031 大阪市天王寺区石ヶ辻13番10号  
ホームページアドレス https://www.sanby.co.jp/

お風呂の芯体験

からだの芯まで温める。身体が芯まで温まる。

生薬の巡り湯

生薬はじめ有効成分が溶け出し湯へ広がる。温浴効果とともに、巡れ、全身へ。

薬湯

気分を高めてくれる生薬とスパイシーローズウッドの香り。生薬配合により上質で贅沢なお風呂のひとつを楽しまれます。保湿成分のホホバオイルが、お肌のめを整えてくれます。

自然のあらゆる恵みを紡ぎ人と社会を、あたためる。

松田医薬品株式会社

〒783-0052 高知県南国市左右山 229-1  
TEL.088-862-1666 FAX.088-862-1770

ONLINE SHOP はこちら

Instagram はこちら

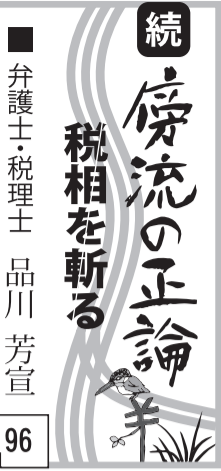
**Kihara**

Electric Appliance & Systems

**木原興業株式会社**

本社 岡山市北区田町1丁目4番15号 〒700-8701  
TEL(086)225-2291(代表) FAX(086)225-2250

支店 大阪市・今治市



■弁護士・税理士 品川 芳宣

96

国税通則法68条によれば、重加算税は、「納税者」がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装……(傍点)筆者)したときに課せられるのであるが、この場合の「納税者」とは、国税通則法2条5号において、次のように定義されている。

「国税に関する法律の規定により国税源泉徴収等による国税を除く。」を納める義務がある者(ハ略)及び源泉徴収等による国税を徴収して国に納付しなければならぬ者をいう。したがって、国税通則法の文理のみによつて解釈すると、隠蔽又は仮装の行為者は、個人については、納税者本人に限定すべきであり、法人については、その法人を代表する代表取締役等代表権を有するものに限定すべきであるとする考え方もあり得よう。

しかしながら、重加算税制度が納税義務違反に対する行政制裁であること、かかる納税義務については、納税者本人以外の従業員等の補助者又は納税申告の委任を受けた代理人が当該国税の課税標準等の計算に従事すること等により履行されることが多いこと、重加算税のような行政制裁よりも一層厳しい要件の下に罰せられる通脱犯に對しては、「代理人、使用人その他の従業者」が脱税行為をした場合には罰則規定が別途設けられていること(所法242条等)等からみて、国税通則法68条の規定は、隠蔽又は仮装の行為者を納税者本人に限定することを予定していたものとは解し得ないであろう。

そして、この点については、学説、判例とも否定していない。例えば、京都地裁平成4年3月23日判決は、「納税者自身が、隠蔽、仮装行為を行うのはもとよりのこと、納税者が他人にその納税申告を一任した場合、その受任者又はその受任者が租税を遁脱する目的をもって、故意に前示起訴事実を隠蔽又は仮装した場合に

も、特段の事情がない限り、同条項にいう納税者が「隠蔽し、又は仮装した」に該当するといふべきである。」と判示している。

もっとも、納税者以外の者について、どの範囲まで納税者と同視し得るかについては、納税者と税務処理を委任された受任者との関係、又は税目によって異なることになるので留意を要する。

例えば、所得税については、未成年の納税者について親が税務代理をするとか、納税者の配偶者が税務代理するとか、納税者の事業を任された従業員が税務処理をする——等のことはよく見受けられることであるが、これらの者の税務処理は、概ね納税者の行為と同視されることになる。

また、相続税については、被相続人の隠蔽・仮装行為がまま問題となるが、相続人が被相続人の隠蔽・仮装行為を認識している場合には、相続人の行為と同視されることになる。また、相続人が被相続人の隠蔽・仮装行為を認識していても、それを知り得る状態にあった場合には、同様に解せられる可能性が高いので留意を要する。

### 「納税者」の範囲 重加の論点③

最も問題となるのが、法人税の場合である。法人の組織が大きい場合には、会計処理や税務処理は分担して行われるので、その分担者のどの範囲まで納税者の行為と同視し得るかが問題となる。この点については、国税庁の重加算税通達では、隠蔽又は仮装の行為者に関して何ら触れていないので、法人の会計・税務処理において不正事実が存在していれば、行為者の如何にかかわらず、すべて重加算税の対象になるようにも解される。もっとも、有力な学説では、「行為者については納税者本人と同一利害集団に属する者に限られる」とする考え方もある中で、個々の事案において、重加算税の課否が問題になるものと考えられる。

もう一つの問題は、納税申告の委任を受けた税理士の不正行為である。この場合には、原則として、納税者本人の行為と同視されるべきであるが、従前の裁判例では、税理士の選任等に落ち度なかった場合、あるいは税理士と税務職員が共謀して脱税した場合等には、納税者の責に帰することはできないとしているので、留意を要する。

日以後2年を経過する日(令和8年1月31日)の属する課税期間である令和8年は課税事業者となります。すなわち、この場合、登録取消し後、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となったことにより免税事業者になることができるのは、令和9年以降ということになります。なお、「課税事業者選択届出書」を提出して登録を受けた事業者は、「課税事業者選択不適用届出書」を提出しない限り、免税事業者になることはできません。

(注)「登録に係る経過措置」とは、免税事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間において、令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合に、「適格請求書発行事業者の登録申請書」に登録希望日(提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日)を記載し、その登録希望日から登録を受けることができる制度で、この場合には「課税事業者選択届出書」を提出する必要はありません(28年改正法附則44④、改正令附則15②、消基通21-1-1)。

2 登録取消し後のインボイスの交付義務  
登録を取り止めるなどして、インボイス発行事業者でなくなった後であっても、インボイス発行事業者であった間の交付義務は消滅しませんので、インボイス発行事業者であった課税期間において行った課税資産の譲渡等に係るものについては、引き続き、取引の相手方(課税事業者に限ります。)の求めに応じてインボイスを交付しなければなりません(消基通1-8-8)。(おわり)

### 取消届出書は15日前の日までに提出

登録取消し後もインボイスの交付義務は消滅しない

## インボイス制度の再確認

■税理士 森田修 12

### インボイス発行事業者の登録を取りやめる際の留意点

- 「取消届出書」の効力と納税義務の免除  
インボイス発行事業者は、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」(以下「取消届出書」といいます。)を提出することにより、インボイス発行事業者の登録の効力を失わせることができます(消法57の2⑩一)。取消届出書は、取り消したい課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出する必要があります(消令70の5③)、期限を過ぎても取消届出書を提出することはできませんが、期限後に提出した場合には、登録の取消しは翌々課税期間からとなります。  
また、登録に係る経過措置により登録を受けた場合(令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合を除きます。)は、原則として登録開始日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間について登録を取りやめたとしても、免税事業者となることはできません(28年改正法附則44⑤)。したがって、例えば、令和6年2月1日に登録を受けた個人事業者が令和8年1月1日から登録を取り消したい場合、令和7年12月17日までに取消届出書を提出する必要がありますが、登録

税の活動で  
企業の繁栄と社会に貢献



公益社団法人  
**佐賀法人会**

会長 田島 広一

事務局/佐賀市神野東4-1-19  
(大同生命ビル2F)

☎ (0952) 31-5039 (代)

FAX (0952) 31-6348

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/saga/>

快適環境を、都市へ、未来へ。



代表取締役社長 井上 久行

〈事業内容〉 空気調和・衛生設備 設計施工

福岡本社 〒810-0022 福岡市中央区薬院2丁目3番41号  
支店/九州・東京・大阪・南九州  
営業所/宮崎

ひとつひとつ 夢をかたちに



株式会社 **渡辺藤吉本店**

福岡市博多区店屋町7番18号(博多渡辺ビル)  
〒812-8718 電話 (092) 291-1320 (総務)

<http://www.wtnb-t.co.jp>

# 裁決事例集

292

## 裁決のポイント

実地調査の事前通知後、調査前に期限後申告がされ、調査を経て無申告加算税賦課決定処分がされたケースで、同期限後申告は同決定を「予知してされたものでないとき」に該当しないとされた事例。

原処分庁所属の職員から実地調査に係る事前通知を受けた後に所得税等の期限後申告書を提出したところ、原処分庁が期限後申告書の提出は調査があったことによりされたものであるなどとして無申告加算税の賦課決定処分を行った。これに対し、請求人が期限後申告書の提出時に調査があったとはいえないなどとして、処分の一部取消しを求めていた事案で、国税不服審判所は、やがて決定に至ることを認識した上で期限後申告書を提出したと認定し、処分は適法だったとした(令和7年10月15日付、公表裁決)。

## 事案の概要

請求人はA社に勤務し、令和元年から5年にかけてA社から給与(本件給与)の支払を受けていた。他方、請求人はB社に顧客の紹介または情報の提供をすることにより、元年から5年にかけてB社から報酬(本件報酬)の支払を受けていた。請求人は元年、2年、3年、4年、5年の各年分の所得税等について、いずれも法定申告期限までに申告しなかった。

原処分庁所属の職員は6年5月13日、請求人に電話で、請求人の本件各年分の所得税等に係る納税義務の有無の確認のために実地調査を行う旨の通知(本件事前通知)を行い、同月27日午前10時から請求人の自宅で実地調査を実施することとなった。同職員は本件事前通知にあわ

編集部編

# 事前通知後、調査前に期限後申告も決定処分を予知してされたものでないときに該当せず

せて、請求人に、本件報酬に係る資料を提出するよう依頼した。

同職員が6年5月14日、請求人に電話で本件報酬に係る資料の準備状況を確認したところ、請求人から当該資料の準備ができた旨回答があったことから、同月27日の調査の前に、同月16日に請求人が当該資料を持参して税務署内で面接する旨を約した。

本件税理士は6年5月15日、原処分庁に対して請求人の税務代理人となる旨の税務代理権限証書を提出した。

同職員は6年5月15日、本件税理士に電話で本件事前通知と同旨の通知を行ったところ、本件税理士から同月16日に税務署内で予定されている請求人との面接を同月27日に変更し、調査場所も請求人の自宅を避けてほしい旨の申出があったことから、同日に延期する旨と調査場所を税務署に変更する旨を伝えた。

本件税理士は6年5月24日、本件各年分に係る所得税等について各期限後申告書を原処分庁に提出した。本件各期限後申告書は、本件給与に係る給与所得および本件報酬に係る事業所得について申告するものだった。

同職員は6年5月27日、実地調査を実施し、請求人および本件税理士に本件報酬に係る業務の概要、本件報酬を受けることとなった経緯、本件報酬に係る収入金額及び必要経費等について質問検査を行った。原処分庁は6年10月29日付で、本件各期限後申告書について本件各年分の所得税等に係る無申告加算税の各賦課決定処分をした。各賦課決定処分に係る各賦課決定通知書には、各期限後申告書は調査の結果に基づくものであるため、決定を予知しない期限後申告書には該当しない旨などが記載されていた。

請求人は、本件各年分の所得税等に係る無申告加算税の各賦課決定処分不服があるとして6年11月7日に審査請求をした。

主な争点は、各期限後申告書の提出が国税通則法66条1項括弧書きに規定する「その申告に係る国税についての調査が

あったことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないとき」に該当するか否か。

## 請求人の主張

本件事前通知を受けた後、実地調査開始前に各期限後申告書を原処分庁に提出しており、原処分庁は各期限後申告書が提出される前に請求人に対して課税標準等または税額等について何ら示していないから、請求人の各期限後申告書の提出は「調査があったことによりその申告に係る国税について決定があるべきことを予知してされたものでないとき」に該当する。

## 審判所の判断

原処分庁は、本件給与および本件報酬が支払われていることや請求人の本件各年分の所得税等の確定申告がされていないことを把握した上で、請求人に対して、本件報酬に係る資料を提出するよう依頼することともに、質問調査等を実施するための日程調整等を行ったこと等からすれば、請求人が本件報酬について確定申告をしていない不適正なものであることが発覚し、決定に至るであろうということが客観的に相当程度の確実性をもって認められる段階に達していたといえるべきである。

また、請求人は取引先に対する実地調査に係る取引先調査において、原処分庁所属の職員から、取引先との取引状況等を聴取されていた上、原処分庁から本件事前通知を受けた際に、実地調査の目的が請求人の所得税等の納税義務の有無の確認であることの説明を受け、本件給与以外の所得の有無を問われていたこと等からすれば、やがて決定に至るべきことを認識した上で本件各期限後申告書を提出したものと認められる。

よって、本件各期限後申告書の提出は、通則法66条1項に規定する「調査があったことによりその申告に係る国税について決定があるべきことを予知してされたものでないとき」に該当しない。

# 注目の一冊

## Q&A 法人税の

身近な論点を巡る実務事例集 (第2版)

成松 洋一 著

法人税実務で直面する教科書には載っていない悩ましいテーマについて、法令通達・裁判例等の動向も踏まえて実務に即して解説したのが本書。

課税当局における見解が明らかでない法人税関係の主な諸問題を採り上げ、実務に沿った取扱いやその考え方について、Q&A方式で平易に解説。

法人税実務の現場で直面する細部にわたる泥臭い事例について、通達・裁判例等の主旨・動向も寄りどころに、問題解決の糸口をつかむことが可能となる実務に欠かせない類書のない1冊。

「ドローン」に対する適用耐用年数など、法令通達等からだけでは判断しがたい新しい問題についても、その基本的な考え方から、資産を貸与した場合については原則として少額減価償却資産の一時償却の特例の適用が認められない点等、応用的な問題まで言及して解説。

令和9年4月から適用される新リース会計基準とそれに伴う税務の調整問題にもいち早く対応して、具体的かつ明瞭に解説。計101の事例を掲載。

A5判、468ページ。定価3630円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-4141、FAX03-3829-4001)。

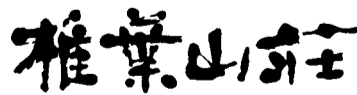


## 佐賀・嬉野温泉

政府登録 嬉野観光ホテル



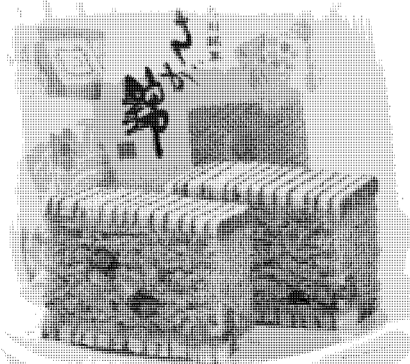
〒843-0301 佐賀県嬉野市嬉野町温泉一区  
TEL0954-42-1170 FAX0954-42-2346  
www.taishoya.com



〒843-0304 嬉野町岩屋川内字椎葉  
TEL0954-42-3600 FAX0954-42-3700  
www.shiibasanso.com



〒843-0301 佐賀県嬉野市嬉野町下宿2302-3  
TEL・FAX 0954-42-1498



九州銘菓  
小豆や栗を練り込み、山芋でふんわり焼き上げた生地(浮島)を、バームクーヘンでサンドして、伝統織物「佐賀錦」を表現しました。



おいしさに心をつたえて  
菓心傳心 村岡屋

http://www.muraokaya.co.jp/  
0120-51-3500

村岡屋 検索

# 啓発商品

民間納税協力団体の  
方々に活用いただいている

☆記念品・参加賞等として、「団体名」「PR」等を入れたグッズを承ります!

【取扱いグッズ】ボールペン、シャープペン、クリアホルダー etc.

※ その他各種商品を取り揃えています。詳細はお問合せください。 ※ 200個以上のご注文より承ります。(一部の商品印刷不可)

問合せ先

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号

TEL 03(3829)4141(代)

FAX 03(3829)4001

URL http://www.zaikyo.or.jp

# 税務調査と

## 真実

12

■井東 圭

### 先生と呼ばれた男(12)

杉江がひとりの調査法人を訪れると、会議室には5人の社員が待っていた。名刺交換を終え、3人掛けの事務机に座ると、経理部の下井部長が、隣に腰掛けた初老の男を紹介した。

「以前弊社の経理部長だった片桐さんです。杉江調査官から電話を頂戴し、三平運輸の比嘉社長の貸倒損失について確認したいとの話でしたので、10年ほど前に退職した片桐さんに来てもらったんです。片桐さんは私の大先輩で、師匠みたいな存在でしたね」

下井は破顔一笑し、片桐を見た。「いえ、反面教師ですわ。ただ当時の事情を知っている者として、ご説明できればと思っております」

片桐は、座したまま瘦身を折った。「ありがとうございます。では、端的

にお聞きしますが、個人の比嘉氏に金銭貸付をされていたのでしょうか」

ええ、片桐は大きく1つ頷くと、「比嘉さんが、ぜひ債務引受をしたいと申し出られたものですから」

「ご本人が？ どういうことですか」

「比嘉さんが多摩地域にある三平運輸の社長をしていたことはご存知ですか」

守秘義務の関係から、はい、とは言えず、杉江は首を横に振った。それを見た片桐は「では、と言いつつ始めた。」

三平運輸株式会社の前身は、多摩の地元出身者が、個人で営んでいた運送事業者でした。

個人時代から弊社とは取引があり、そこに、沖縄出身の同じ平良姓を名乗る3人が働きにきたんです。20代の若い3人は一生懸命働き、そんな働きぶりに弊社の配送担当者も好感を持ち、弊社からの発注依頼も徐々に増えていったのです。

弊社は上場企業の子会社ですから、取引先も法人事業者が志向されます。そんな話を当時の経営者にしたところ、私は高齢なので若い3人に事業を譲りたいと。弊社としては、特段口出しすることでもなく、また3人への信頼も厚かったことから、2つ返事。そうして設立されたのが、三平運輸。沖縄出身の3人の姓は「平良」。ただ、本土では「平」の漢字が一般的。そこで、3人の平で、「三平運輸」に。

その後の三平運輸の業績は、上々だったと聞いています。弊社からの依頼のルート輸送の許認可ばかりか、現在は廃止されましたが、特定地域の配送許可も取得し、事業を拡大していった。そうした中、弊社の親会社が、海外へ製造拠点を拡大することを決定し、当社で製造した部材の半数あまりを、横浜港から輸出することになったのです。そこで運搬を頼める会社を探したのですが、時はバブル経済。物流業界は活況を呈し人手がなくて、どこも受けられませんでした。

すると弊社の事業担当常務が、「モノを運ぶ手段がありません。子会社は、親会社に言えないだろう。子会社がグループ全体の戦略にブレーキをかけてどうする！ 現業部隊は忙しいんだ。バックオフィスで暇な経理部、ど

こか運送会社を見つけてこい！」と。いろいろ当たってみたところ、快く引き受けてくれたのが三平運輸。

ただ、三平運輸から打診があり、弊社は得意先も増え、人も備車もいっぱい一杯。できれば自社で車両購入を希望したい。ついては、弊社から資金の貸し付けをお願いできないかと。

「いくらですか？」杉江が問うた。

「5千万です。むろん断りました。すると、例の常務が、当社との実績もあるんだから、いいだろう、と。

常務は、本社に戻りたい一心だったんですな。だから急場をしのげるのであれば、是が非でも」と

「その契約は、当然、会社対会社であつたわけですよ」

片桐の眼光が一瞬鋭くなると、「ええ、そうです。でも奴らは、企んでいたので、三平運輸のことですか」

「ええ、そうです。たしかに仕事はこなしませんでした。向こうにとっては収入が増えましたが、向こうにとっては、ところが、返済期限が到来したところで、3人の平良がどうもんですわ」

「ええ、そうです。たしかに仕事はこなしませんでした。向こうにとっては収入が増えましたが、向こうにとっては、ところが、返済期限が到来したところで、3人の平良がどうもんですわ」

「ええ、そうです。たしかに仕事はこなしませんでした。向こうにとっては収入が増えましたが、向こうにとっては、ところが、返済期限が到来したところで、3人の平良がどうもんですわ」

# 100年ぶりの抜本改正 新しい公益信託制度と税制

■(株)野村資産承継研究所 主任研究員 小松原 稔通 (税理士)

## 公益信託の今後の活用

### 【委託者の地位】

公益信託の委託者の地位は、相続によって相続人に承継されることはない(公益信託に関する法律33②)が、受託者等の同意を得て又は信託行為に定めることで地位を移転することは可能とされる(信託法146)。ただし、委託者の変更は行政庁への変更手続きが必要となる。

### 【株式の議決権行使に係る指図権】

信託財産が非上場株式会社である場合の相続税等の株式評価における同族株主の判定について財産評価基本通達に明確な定めはない。公益法人が株式を保有する場合についても特別の定めはなく、公益法人は原則独立した一株主として扱われる。信託の場合、信託財産の所有権は受託者にあり、かつ公益信託は受益者が存在

## 公益信託の利用者も受託者も増加が期待される

しないことから受託者が株式を有するとして判定すると考えられる。しかし、信託財産である株式に係る指図権が委託者にある場合、委託者が株式(議決権)を有するとみなして同族株主の判定をすることにも合理性があると考えられる。なお、このように委託者に指図権が留保されたような場合には、財産を公益信託の信託財産として拠出した場合のみなし譲渡所得課税の非課税措置(租税特別措置法40)について、委託者に「特別の利益」を与えたとみなされ、適用が認められないケースもあると考えられ、その設計には注意が必要である。

### 【今後の活用の拡大】

新しい公益信託制度は、信託財産として受け入れることのできる資産の制約がなくなり、例えば有価証券を拠出することも可能となり、併せて税制が整備され、みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用が整理されたことや公益信託事務の範囲が広がったことで、従前より利用しやすくなっている。保有財産の公益活動への活用を考える者にとって、公益法人の設立とは別に公益信託を選択する者が増えることが想定される。

さらに、一定の要件を満たせば、営利企業も自然人も公益信託の受託者となることが可能となったため、公益信託の受託者が増えることも想定される。単独では公益信託の受託者の認可基準を満たすことが難しいようなケースにおいては、例えば弁護士や司法書士、税理士、会計士など複数の専門家が共同受託することで、公益信託の認可を受けることも考えられる。引き受け手が多様化し増加することで公益信託の利用の活発化が期待される。(おわり)



太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和6事務年度中に法人税の実地調査をした件数になります。

答え =  万  ,   0 件

ナンプレの予想難易度：9

		9	B		6			
	A			9	1			8
				7	6	2	9	
	7	D		1				4
	8			6			1	
2				8			7	
	4	3	6	5				
9			8	4				
		5			8			C

### 応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 7月5日(日)

前回の答え    %

一人と地球に“やさしい”をめざす



代表取締役社長 中山 弘志

- 破砕機・選別機
- 砕石プラント・リサイクルプラント
- 自走式リサイクル機械
- 土壌改良機
- 小水力発電システム

株式会社中山鉄工所  
本社・工場 / 〒843-0001 佐賀県武雄市朝日町大字廿久2246-1  
TEL:(0954)22-4171(代) FAX:(0954)23-0691  
事業所 / 東京支店・大阪支店・名古屋営業所・広島営業所  
・仙台出張所・シンガポール現地法人

www.ncjpn.com

## 豊かな暮らしと環境を守る コンクリート製品と瓦の総合メーカー

コンクリート二次製品・コンクリートブロックの製造・販売、瓦製品の販売・施工



代表取締役 馬渡 洋平

〒843-0001 佐賀県武雄市朝日町大字廿久3498-2  
本社・工場 TEL: 0954-23-4145 FAX: 0954-23-1775  
事業所 若木工場・新堀工場・佐賀営業所

# 法優会 第50回通常総会を開催

## 元NHKの室山氏がAIテーマに講演

東京・渋谷優法会(八木原保会長)は17日、渋谷区の東郷記念館で第50回通常総会を開催した。総会には時村英樹署長をはじめとする渋谷税務署の幹部など多数の来賓が出席した。

また、総会に先立って講演会が開催され、元NHK解説主幹で日本科学技術ジャーナリスト会議の副会長を務める室山哲也氏が「生成AIの衝撃!人工知能時代をどう生きるか」と題して講演した。

講演会が閉会された後、総会が開始された。室山氏はAIを利用して実際に作詞、作曲した楽曲などを紹介しながら説明。「人間とAIがコンビを組めば最強のチームとなる」とした上で、少子化、高齢化が進む日本にとってAIの利用は大きな

チャンスだとした。一方、そのためには人間とは何なのかをしっかりと考えなくてはならないとも述べた。総会後には懇親会が

開催され、出席した会員らが親睦を深めた。役員改選で梅原会長が再任

福岡県青連 福岡県青色申告会連合会(梅原祐治会長)は16日、福岡市で令和8年度定時総会を開催した。県下各単

位の役員と来賓として福岡国税局の緒方稔泰課税第1部長や平田良作個人課税課長、小倉税務署の本田哲章署長、友誼団体の代表らが出席した。

梅原会長のあいさつの後、令和8年度事業計画として指導活動の充実強化、税制政策活

動の推進、会員増強運動と組織強化などを決めた。

さらに最重要事業として「会計ソフト「ブルーリターンA」の活用を強く推進し、会員の節税効果を最大化するVスマホ申告やキャッシュレス納付を周知し、会員事業所の従業員が行う確定申告等を支援することなどを盛り込んでいた。また、役員改選もあり、梅原

会長の再任された。



福岡国税局間税連合会(河野武司会長)は11日、福岡市で第53回通常総会を開催した。役員や青年・女性部長らと来賓として福岡局の小澤研也局長、白津吉弘課税第2部長、關口雅章全国間税会総連合会副会長、友誼団体の代表らが出席した。



河野会長のあいさつに続き、令和8年度事業計画の重点事項として、消費税等に関する研修会の開催や周知と啓発活動の更なる強化、消費税等に関するアンケート調査の積極的な実施などを決めた。

功績者表彰や永年在職者表彰、総会後には、松下山之助経営理念実践伝道師の久保山武氏が「今こそ問われる、企業の信頼と人づくりに」と題して記念講演を行った。

この後、懇親会が開かれ、会員相互の親睦が図られた。

「国税のキャッシュレス納付」の説明と「特殊関係人と税金」と題

する税務研修会を行った。キャッシュレス納付は、源泉所得税のデモ画面をもとに利便性の説明があり、参加者からは「簡単そうなのでぜひ利用したい」との声があった。

また、「特殊関係人と税金」については、

「きかんしゃトーマス」のキャラクターをリアルに再現した「きかんしゃトーマス号」が走ることで知られる大井川鉄道の新金谷駅前にあるプラザロコは、蒸気機関車に関連する施設として有名なが、当日は、蒸気機関車に乗るため来場した多くの子どもたちに、「税金うんこドリル」を配布したほか、蒸気機関車の写真入りオリジナル缶バッジをプレゼントした。また、保護者にはキャッシュレス納付のチラシを配り、広報活動を行った。

## 8月25日~26日の2日間 福岡開催セミナー

### 税務上の適正売却価額を探る

#### 「譲渡分野における取引相場のない株式の評価」

講師は税理士・笹岡宏保氏

研修会では、下記の項目に従って、民事上の株価概念とは異なる税務上の株価を考えます。

- ①譲渡区分と譲渡価額別の税務の取扱い
- ②法人税基本通達の確認
- ③所得税基本通達の確認
- ④株式の時価算定に係る重要裁判例(判例)の確認
- ⑤令和2年9月30日付の資産課税課情報第22号の情報
- ⑥売買価額の認識(売主:個人である場合)
- ⑦取引相場のない株式の評価(譲渡分野)に係る裁判例(判例)・裁決事例の検討

日時 8月25日(火)~26日(水)の2日間  
10:00~17:00(受付開始9:30)  
※研修時間:12時間

会場 福岡県中小企業振興センター  
住所:福岡市博多区吉塚本町9-15  
交通:JR「吉塚」駅 東口/徒歩約1分  
福岡市営地下鉄貝塚線「馬出九大病院前」/徒歩約10分

講師 税理士・笹岡宏保(ささおか・ひろやす)氏  
昭和37年兵庫県神戸市出身。平成3年笹岡会計事務所設立。現在、多くのクライアントの税務申告代理を行っている一方、各税理士会の「統一研修会」等の資産税の講師として活躍している。

受講料 1名につき40,000円(税込・レジュメ代を含む)※「税のしるべ」購読者の方は、割引価格32,000円(税込)となります。

テキスト レジュメ。当日会場で配布いたします。

申込方法 大蔵財務協会ウェブサイトの申込フォームよりお申込みください。



蒸気機関車の駅で子どもたちに税のPR

静岡・島田税務署(早川徹署長)は5月30日、静岡県島田市の大井川鉄道新金谷駅売店「プラザロコ」で、子どもたちに税の役割をPRした。

医療法人 **松籟会**  
会長 井上洋一郎  
理事長 井上素仁  
精神科・心療内科・内科  
**松籟病院**  
院長 井上素仁  
唐津市鏡虹の松原駅西側 (Tel)0955-77-1011  
日本医療機能評価機構認定病院  
内科・外科・脳神経外科・整形外科(救急指定)  
**河畔病院**  
院長 井上浩平  
唐津市松南町東唐津駅前 (Tel)0955-77-2611  
介護老人保健施設  
**ケアハイツ虹**  
施設長 古賀壽男  
唐津市浜玉町横田下177 (Tel)0955-56-2572

Shinkumi Bank  
ちかくにいるから、チカラになれる。  
しんくみ  
**佐賀西信用組合**  
理事長 井上 英夫  
本店/佐賀県鹿島市大字 高津原3770番地1  
☎(0954) 63-2411 (代表)

医療法人財団 **友朋会**  
www.yuhokai.com  
**嬉野温泉病院**  
精神科・児童思春期精神科・老年精神科・心療内科  
内科/リハビリテーション科・泌尿器科・眼科・皮膚科  
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1919  
TEL 0954-43-0157  
介護老人保健施設 **朋寿苑**  
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1919  
TEL 0954-42-2900  
小規模多機能ホーム **孝心の里**  
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2045-4  
TEL 0954-43-7550  
**ものわすれメンタルクリニック**  
福岡市南区大楠2丁目15-28  
TEL 092-534-5151